

未来へつなぐ岩手の水道を考える懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 人口減少に伴う料金収入の減少や水道施設・管路の老朽化への対応などにより経営環境が厳しさを増す中、持続可能な水道事業の実現に向けて本県の水道基盤強化のための今後の取組を検討するに当たり、広く有識者等から助言を得るため、未来へつなぐ岩手の水道を考える懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、本県の水道基盤強化のための今後の取組の検討に資するため、水道事業を持続するための方策について意見交換するものとする。

(構成等)

第3条 本懇談会は、県民くらしの安全課総括課長が就任を依頼する者6名以内をもって構成する。

- 2 懇談会の議事を進行するため、構成員の互選により座長を選出する。
- 3 懇談会の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(懇談会)

第4条 懇談会は、県民くらしの安全課総括課長が招集する。

- 2 県民くらしの安全課総括課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求めることができる。
- 3 懇談会は公開とする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると座長が認める場合は、その全部または一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。